



2026年5月1日

### 医薬品の受託における注意事項（受託要件）

医薬品輸送をご利用されるお客様は、以下の注意事項（受託要件）にご留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

#### <梱包>

1. 空港での保管は、可能な限りご指定の温度帯にてお取扱い致します。但し、各空港の施設状況や使用制限により、必ずしも指定温度下での取扱を保証するものではありません。梱包内で温度が適切に維持されるよう、荷送人/フォワーダー様にて断熱材や冷却剤を使用したパッシブタイプの梱包をお願い致します。
2. 荷送人/フォワーダー様は、製品が航空輸送中の温度変化に耐えられるよう、適切に梱包されていることにつき責任を負うものとします。
3. 不適切な梱包方法により、また適切に梱包されていたとしても「1」に記載のとおり指定温度下での取り扱いを保証するものではなく、これらの結果、製品に損害が生じた場合または商品価値が損なわれた場合、弊社は責任を負い兼ねます。

#### <温度指示>

4. MAWBに記載する取扱い温度帯については、指示温度（※）を必ず記載願います。また、「wherever possible」の記載をお願い致します。  
※+2℃～+8℃、+15℃～+25℃等  
例：Keep between +2℃～+8℃ wherever possible.

#### <温度ロガー>

5. ANA 承認済みの「確認済み機器リスト」に掲載されたロガーのみ搭載可能です。  
詳細はウェブサイトをご確認下さい。  
<https://www.anacargo.jp/ja/int/regulations/>（日本語）  
<https://www.anacargo.jp/en/int/regulations/>（英語）
6. 貨物（梱包）に取り付けられているデータロガーや温度モニターについては直射日光による影響を受けやすく、内容品の温度を正確に計測できない場合があります。外気温の計測記録のみに基づく温度逸脱については、製品に対する逸脱証拠として受け入れられない場合があります。